

【 検 査 】

4 8 1 非特異的 I g E と特異的 I g E（食物アレルギーの確定診断前）の
併算定について

《令和 7 年 3 月 3 1 日》

○ 取扱い

食物アレルギーの確定診断前に対する D015「11」非特異的 I g E 半定量又は非特異的 I g E 定量と「13」特異的 I g E 半定量・定量の同一日の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

食物アレルギーは一般的には I 型アレルギーである。

一般に I 型アレルギーの関与が考えられる場合、診断確定時に非特異的 I g E の高値を確認し、その後に特異的 I g E 検査によりアレルゲンを同定するのが通例であるが、食物アレルギーの場合は臨床症状より診断確定の蓋然性が高いこと、早期の診断を求められることが多いことより、確定診断前であっても、診断確定、アレルゲン同定を兼ねた非特異的 I g E や特異的 I g E の同時検査の欠かせないことがある。

以上のことから、食物アレルギーの確定診断前に対する D015「11」非特異的 I g E 半定量又は非特異的 I g E 定量と「13」特異的 I g E 半定量・定量の同一日の併算定は、原則として認められると判断した。